

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の導入について

この資料は、『総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度』を、紹介するためのものです。
各クラブに登録を強制するものではありません。

1 総合型地域スポーツクラブとは？

総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者までの「多世代」が、「多種目」あるスポーツから自分の希望する種目を選ぶことができるクラブを指しています。
兵庫県内では、「スポーツクラブ21ひょうご」に所属する各クラブが該当します。
(クラブ数は当初827クラブ、現在は統廃合で777クラブが県内にあります。)

2 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

総合型地域スポーツクラブには、これまで「総合型地域スポーツクラブ」と名乗るための具体的な基準がありませんでした。そこで、日本スポーツ協会は全国的に統一した要件を定め、その要件を満たしたクラブを登録・認証できる制度を作りました。
今後の「総合型地域スポーツクラブ」は、本制度に「登録したクラブ」と「そうでないクラブ」に分かれることとなります。

3 登録することのメリット

(1) 「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」と、「総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会」それぞれの登録・認定を受けることができます(全国の登録料：年5,000円の負担が発生します)。

この登録・認定が、信頼のおけるクラブであることを担保する役割を果たします。

(2) 上記の全国や県の協議会が主催する大会や事業に参加することができます(大会や事業についての実施は未定です)。

※登録しないことによるデメリットはありません。

4 今後について

令和4年度から、本制度の運用を開始します。

令和4年度は予備登録期間、令和5年度からが本登録が開始されます。

予備登録期間中(R4年度)に登録に向けての準備をするクラブを対象に、兵庫県体育協会は登録準備支援金を1クラブ10万円程度支給します。

詳細は兵庫県体育協会にご確認ください。

スポーツ推進課 担当：山岡
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL:0798-35-3567 / FAX:0798-35-4045
E-Mail: k_shatai@nishi.or.jp